



日・ジョージア租税条約



背景

- 1986年に発効した日・ソ租税条約を、ソ連崩壊後に承継。
- 黒海に面しアジアと欧州を結ぶ要路に位置。物流のハブを目指し経済政策を推進しており、投資誘致に積極的。
- 民主化・市場経済化及び腐敗・汚職撲滅の推進によりビジネス環境が改善。
- 近年、両国の貿易額・往来数が増加し経済交流が活発化する等、両国の経済関係が緊密化。

主な内容(現行条約の全面改正)

◆ 投資先の国(源泉地国)における限度税率の更なる引下げ等、二重課税の除去のための規定を拡充

(1) 企業の事業活動による利得(事業利得) ※現行条約にも規定あり。

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

(2) 配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を更に軽減又は免除

	配当	利子	使用料
現行	15%	免税(政府受取等) 10%(その他)	免税(著作権) 10%(その他)
改正後	5%	免税(政府受取等) 5%(その他)	免税

(3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続

◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充

(1) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入

(2) 相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入

(3) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入

早期締結の必要性

- 日・ソ租税条約をジョージアとの間で早期に改正することにより、両国間の投資・経済交流を一層促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。



■ 人口:

390万人(2019年)

■ 一人当たりGDP:

4769.2米ドル(2019年)

■ 在留邦人:

125人(2020年12月現在)

■ 進出日系企業:

6社(2019年)

■ 進出分野:

卸売業(自動車、機械器具等)等

(参考)

■ ジョージアは、日本を除くG7諸国、中国、韓国、インド等約60か国・地域との間で租税条約が発効済み。

■ 2019年3月にバフタゼ首相(当時)、同年10月にズラビンヴィリ大統領が訪日。2018年9月に河野外務大臣が訪問。

■ 2021年1月に署名(於:トビリシ)。